平成25年５月30日

各　位

会 社 名　　三菱重工業株式会社
代表者　　取締役社長　宮永　俊一
（コード番号7011）
上場取引所　　東　大　名　福　札
問合せ責任者　　社長室広報部長　中山　明彦
（TEL03－6716－3111）

株式会社東洋製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

三菱重工業株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成25年５月30日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社東洋製作所（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、コード番号：6443、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）8,295,000株（対象者が平成25年２月13日に提出した第74期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204株）から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在対象者が所有する自己株式数（従業員持株ESOP信託口の所有する377,000株を除きます。以下、他の取扱いを定めていない限り同じです。）（880,427株）を控除した数（21,415,777株）に占める割合にして38.73%（小数点以下第三位を四捨五入しております。））を所有しており、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、平成25年５月30日開催の取締役会において、東京証券取引所に上場している対象者の発行済普通株式のうち、対象者の自己株式を除く全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の第２位（平成24年９月30日時点）の株主である株式会社ニチレイ（以下「ニチレイ」といいます。）（本日現在の所有株式数2,465,000株、対象者が平成25年２月13日に提出した第74期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数22,296,204株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）11.05%（小数点以下第三位を切り捨てしております。以下、所有割合の計算において同様に計算しております。））との間で、その所有する対象者普通株式の全て（2,465,000株、所有割合11.05%）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年５月30日付で締結しております。対象者の第２位の株主であるニチレイは、公開買付者である当社から独立した立場にあり、かつ、多数の対象者普通株式を所有する株主として、本公開買付けにおける対象者普通株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けのその他の諸条件について十分な交渉を行うインセンティブを有すると見込まれたことから、当社はニチレイとの交渉を通じて本公開買付けの公正性を担保することを目的として、平成25年３月頃、当社からニチレイに対し本応募契約の締結に向けた提案を行いました。その後、当社は、ニチレイとの複数回に亘る交渉を実施し、平成25年５

月 30 日付で本応募契約の締結に至りました。本応募契約の概要については、下記「（７）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を 6,929,000 株（所有割合 31.07%）としております。当該買付予定数の下限は、（ａ）対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、(i)同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、(ii)本日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000 株）、(iii)当社の持分法適用関連会社である新菱冷熱工業株式会社（本日現在の所有株式数 720,000 株、所有割合 3.22%）及び関連会社であるダイヤ冷暖工業株式会社（本日現在の所有株式数 1,000 株、所有割合 0.00%。以下、併せて「当社関連会社ら」といいます。）が所有する対象者普通株式数（721,000 株）、並びに(iv)当社の持分法適用関連会社である株式会社菱友システムズの取締役である松井博治氏（本日現在の所有株式数 15,000 株、所有割合 0.06%。以下「当社関連会社役員」といいます。）が所有する対象者普通株式数（15,000 株）を控除した株式数（12,384,777 株）の過半数に相当する株式数（6,192,389 株。これは、当社並びに当社関連会社ら及び当社関連会社役員以外の株主が所有する普通株式数の過半数に相当する対象者の普通株式数に当たります。）に、（ｂ）当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数となります（なお、当社が買付予定数の下限に相当する数の株式を取得した場合、当社の所有する対象者普通株式数は 15,224,000 株（所有割合 68.28%）となります。）。したがって、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が 6,929,000 株（所有割合 31.07%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、対象者普通株式を所有する当社関連会社ら及び当社関連会社役員は公開買付者の調査により本日現在判明しているものとなります。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、全ての応募株券等の買付けを行います。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

なお、対象者によって公表された平成 25 年５月 30 日付「三菱重工業株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社の完全子会社となることは、当社の持っている海外展開力や技術力を活用することが可能となり対象者事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また当社との重複業務を整理することで対象者の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、当社の提案は、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件について協議を重ねてきたとのことです。そして、対象者として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）から平成 25 年５月 30 日に提出された株式価値算定報告書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるＴＭＩ総合法律事務所（以下「ＴＭＩ」といいます。）から得た法的助言、下記「（４）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を慎重に検討し、併せて、対象者の市場株価に対して、本取引と同種の事案におけるプレミアム水準に照らし十分なプレミアムが付されていることなどを総合考慮した結果、当社から提案を受けた本公開買付価格及び本公開買付

けのその他の諸条件は、対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 25 年５月 30 日開催の対象者取締役会において、有原正彦氏及び大谷邦夫氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、上記の対象者取締役会には、矢神俊郎氏及び妹尾雅之氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、有原正彦氏は当社の取締役を兼任しており、また大谷邦夫氏は当社と本応募契約を締結しているニチレイの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加していないとのことです。また、有原正彦氏及び大谷邦夫氏は、対象者の取締役の立場で、当社との協議、検討及び交渉には参加していないとのことです。これに対し、対象者の取締役のうち、黒川英樹氏は当社の元冷熱事業本部副事業部長であり、また二見昌明氏は当社の元横浜製作所副所長であった者ですが、いずれも当社を退職・転籍してから既に３年以上が経過しており、また対象者の経営者として当社から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役のうち、矢神俊郎氏は当社の監査役を兼務しており、また妹尾雅之氏は当社の従業員を兼務しているため、同様の観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、明治 17 年の創立以来、お客様や社会とともに歩み、時代に先駆けた新しい「ものづくり」に挑戦することで、世界の人々の暮らしを支えるさまざまな製品を提供し続け、社会の発展に貢献してまいりました。その製品分野は宇宙ロケットから発電設備、船舶、産業機器、家庭用エアコンまで非常に幅広く、これら 700 品目にのぼる製品はいずれも人々の生活の基盤を築いてまいりました。当社の世界のインフラストラクチャー（社会・産業・基幹施設）整備に携わってきた経験と知識を活かすことで、地球規模で人々の生活に関わる課題に対する答えを提供でき、当社の活躍のフィールドはますます広がりつつあると考えます。特に、経済成長に伴うエネルギー需要の拡大と、その環境負荷等が複雑に絡み合った問題である「地球温暖化」への対策として、世界的な規模で、その主な原因の一つとされる二酸化炭素の排出を削減する低炭素社会への転換が迫られています。当社は、エネルギーの安定供給と環境負荷の削減を両立させる多様な分野の技術・製品を保有する企業として、低炭素社会の実現に向けた総合的なソリューションを提供し、これまでに広範な分野で培ってきた自社技術をインテグレーションすることで、既存事業の強みを活かした新規事業の創生に取り組み、エネルギー・環境分野でのリーディングカンパニーを今後は目指していきます。

当社のエネルギー・環境分野の主要事業のひとつである冷熱事業は、大きく区分すると、空調（家庭用エアコン、業務用エアコン）、大型冷凍機という定置用事業と、カーエアコン、輸送冷凍機等の車両用事業の２つに分けることができます。そして、当社の冷熱事業の主軸の技術であるヒートポンプ技術は、平成 20 年に欧州連合（EU）で先行して再生可能エネルギーとして定義され、また日本においても平成 21 年に「エネルギー供給構造高度化法」において再生可能エネルギーとして位置づけられるなど、再生可能エネルギーのひとつとして太陽光、風力、水力等と同様に認知されています。今日では、当該技術は低炭素社会に向けた有力なエネルギー源として、世界的に普及が進み、先進国だけでなく新興国においても需要は拡大基調にあります。当社では、この技術を活用して車両用事業も含む幅広い製品ラインアップを展開する一方で、電気式のヒートポンプ給湯市場にも進出したほか、日系メーカーの中では早期に海外市場へ進出し、欧州、中国、アジア等においても幅広く事業を展開しています。

当社の冷熱事業における定置用事業と対象者は、広い意味での空調・冷凍という事業フィールドを共有しています。定置用事業における市場については、国内市場は既に成熟傾向にあり、少子高齢化、国内

投資の減少等により、中長期的に伸長が見込めない状況にあります。一方、海外市場では、先進国でのエアコン普及率の向上と新興国での経済成長に伴う生活水準の向上、人口の増加等により、今後も高い成長が見込まれます。しかしながら、事業環境としては、機器単体の付加価値は価格競争の激化により年々低下してきており、サプライチェーンの下流であるソリューション、工事、アフターサービス等に付加価値が移行している状況にあります。また、競合状況としても、従来は高い技術力を背景に日系メーカーが世界的にも高いシェアを確保していましたが、近年では中国、韓国のローカルメーカーの台頭が著しく、競争は年々厳しさを増しています。

このような事業環境において、当社では、定置用事業の事業基盤の強化及び事業規模の拡大を図るため、次の施策を推進しています。

① サプライチェーンの下流にあるソリューション・サービス事業の強化を図り、機器販売からアフターサービスまでを一貫して担う事業体制を構築し、機器単体販売が主体の事業体質を強化
② システム提案に注力することで、機器単体だけでは難しい競合する他社商品との差別化を図り、価格競争を回避
③ 主に商業施設、工場等を対象とした業務用・産業用のヒートポンプ給湯機を発売し、国内・海外での拡販を推進することで、二酸化炭素削減・省エネを目的とした電気式のヒートポンプ給湯機市場の近年の急速な拡大を捕捉
④ これまで区分してきた空調と大型冷凍機の組織を統合し、空調と大型冷凍機の中間の能力にあるチラー、ヒートポンプ給湯機における共同開発・販売を推進

一方、対象者は、昭和 27 年に「冷熱エンジニアリングの高度利用」を目的として、ニチレイ（当時は日本冷蔵株式会社）と当社の共同出資で設立された企業です。その業務内容は主に製氷、冷蔵用を主体とし、ビルの空調、化学工場等向けの冷熱機器の販売、エンジニアリングにも早くから取り組んできました。昭和 37 年には東京証券取引所市場第二部に上場し、神奈川県大和市に工場を新設しました。現在では、冷凍冷蔵倉庫、環境試験装置等のエンジニアリング事業、エアハンドリングユニット（外部熱源設備から供給される冷水、温水、蒸気等を用いて、温度・湿度を調節した空気を、各部屋に供給する一体型の大型空気調和機）、当社の大型冷凍機等のサービス事業を含めた空調事業を二本柱とし、国内における冷凍冷蔵業界の中で一定の地位を築いております。

エンジニアリング事業では、低温物流、食品加工、飲料冷却、環境試験、製造工場プロセス及び特殊空調等の冷熱・環境エンジニアリングシステムの設計、製作、施工並びに保守サービスを主たる業務とし、省エネ、環境保護を通じて、社会に貢献し評価を得ています。また、業種、生産設備ごとに異なるオーダをカスタムメイドで作り上げる技術により、冷熱関連の EPC（Engineering Procurement Construction）企業として、食品をはじめとして最先端の IT 企業まで幅広い業種に展開しています。特に環境対応技術として脱フロンの自然冷媒（CO_2、NH_3）を使った冷凍ユニットの普及を図っています。

空調事業では、空調・冷凍機器の製造・販売並びに当社の空調製品及び大型冷凍機の据付試運転及び保守サービスを主たる業務とし、一貫して様々なお客様のニーズに合わせて快適な環境を作るための事業を展開しております。熱源機器からターミナル機器、冷媒機器まで幅広い品揃えと高度な技術力及び全国規模の販売・サービス網の展開で、高い評価を得ています。また、省エネ・環境対策効果の高い「直膨エアハンドリングユニット」等を自社で開発し、販売しています。

対象者の事業環境としては、事業の主体である国内市場が、少子高齢化、国内投資の減少等により、横ばいないし減少傾向にあるため、今後、更に事業環境は厳しくなると予想されます。したがって、拡大するグローバル市場へ進出して、事業機会を拡大させることが必要であり、またそれを可能にするコスト競争力強化も急務であり、競合他社と同様に海外展開についても加速していくことが大きな課題となっています。また、対象者の空調事業の業務のひとつである当社の大型冷凍機のサービス事業については、対象者の保守対象台数が減少傾向にあるため、収益への影響が避けられない状況にあります。このような事業環境において、対象者は、経営課題として次の３つの施策を推進しております。

① 受注・売上の確保

脱フロンの推進を見据えた改良型自然冷媒機器、ヒートポンプ製品の投入、セールスエンジニアによるリニューアル市場に対する提案営業とサービス網を活かした工事を含んだ受注活動の展開によりお客様ニーズに対応。一方、急速に進むお客様の海外展開には、海外展開力の強化と支援体制の構築を図り、海外事業を拡大。

② コストダウンの推進
受注時のリスク管理の強化と徹底した予算管理の実施や海外調達の拡大等を含めた購買費用の削減を推進するとともに、設計や製造工程の標準化、施工現地の工程管理の強化による作業時間の短縮と生産性の向上を推進。また、販売、購買、会計等の基幹システムの刷新による、間接業務の大幅な簡略化と管理・間接業務の最小化を実現し、固定費の削減を図る。

③ 品質向上の推進
設計・施工部門における技術力の強化、チェック体制の充実による不適合の未然防止だけでなく、品質会議の強化による不適合事象の早期解決と徹底的な原因分析を推進し、品質の向上を図る。また、技術力の維持向上を目的として、設計支援体制の強化等の計画的な技術継承を推進。

当社は、対象者の設立時の出資者（２社）のうちの１社であり、当社と対象者は、冷熱事業という共通の事業基盤を有しているほか、当社の大型冷凍機のサービス特約店、空調機器の代理店という関係にあることに加え、特定の商品開発のパートナーとして、冷熱事業を基盤とした緩やかな協業関係を継続しており、新商品の開発、販売面で一定の成果が出ていると考えています。しかし、両社とも、国内市場の低迷と価格競争の激化等により、今後、事業環境が更に厳しくなるという認識をもっており、両社がこれまで以上に協業を深化させることで、両社の企業価値を向上させるような連携強化に向けた検討を実施してまいりました。

その結果、当社が対象者を完全子会社化して両社の連携を強化することによって、両社間においてより緊密な事業面での連携と機能再編が可能になるとの考えに至り、平成 25 年２月に当社から対象者へ完全子会社化の提案をいたしました。これにより、当社と対象者による冷熱事業全般の技術、営業、生産等の各バリューチェーンでの協業を展開し、各種シナジーを創出することに両社が最大限の努力をすることで、連結業績向上に寄与できるものと思われます。他方、対象者においても、大型冷凍機のサービス事業、エンジニアリング事業等のシナジー効果の享受が可能となるものと思われます。更には両社が有限な経営資源を最大限に活用し、効率的な事業展開を進め、シナジーを最大限に発揮することができると判断し、平成 25 年５月上旬以降、複数回に亘り、当社は対象者とともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件について協議を重ねてきた結果、当社は平成 25 年５月 30 日開催の取締役会において、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決議いたしました。

具体的には、対象者が当社の完全子会社となることにより以下の施策の実行による企業価値の向上を図ることができると考えております。

① 対象者は国内の顧客を中心に事業を推進していますが、国内市場は人口減少、海外への工場移転等により、今後の伸長が望めない状況にあります。競合企業は既に海外展開を進めていますが、対象者は、国内顧客の海外進出に付随した工事を受注するにとどまっており、海外市場への対応が、対象者の喫緊の経営課題となっています。一方、当社は既にグローバルに事業を展開し、海外においても、多くの工場、事務所等の事業拠点及び豊富な販売ネットワーク等を有しており、また対象者が主体とする EPC 事業についても、これまでに数多くの EPC 案件を手掛けております。このため、対象者が、当社の海外事業のノウハウ、事業インフラを活用することにより、対象者の海外展開を加速していくことができます。また、海外展開のノウハウを享受することを目的として、対象者と当社において、人事交流を実施することなども検討いたします。

② エンジニアリング事業については、当社は総合重工業メーカーとして、各種プラントを取り扱っていますが、近年の傾向として、地球温暖化防止の観点とランニングコスト改善の観点から、プラント内で発生する熱の有効活用がひとつの課題となっています。一方、対象者は、冷却や排熱回収及び冷却技術を活用した CO_2回収技術等の熱利用技術を持っており、この技術を活用することで、当社プラントの競争力強化と対象者の事業規模拡大を図ることができます。また、低温エ

ンジニアリングの分野では、今後フロン系の冷媒が規制される傾向にある中、当社はフロンレスのコンプレッサーの技術を有しており、この技術を対象者が活用することで、低温市場や急速冷凍市場での事業拡大を図ることができます。環境試験装置の分野においても当社は静音化の技術等の高度な技術を持っており、これらの技術を対象者が活用することで、対象者の事業拡大に寄与することができます。さらに、当社はEPCを含めて幅広い事業に対応する技術力を有しており、各種の技術的な課題に対して迅速に、的確に対応することができます。対象者が、当社の技術力を活用することで、対象者におけるエンジニアリング力の基盤強化にも寄与するとともに、対象者を完全子会社化することにより、対象者において当社の技術力の活用がより容易になり、一層の技術交流が可能となります。

③ 空調事業については、対象者は冷凍機本体の工事・サービスに加えて、当社が取り扱っていない空調機の周辺機器の工事・サービスについての対応力を有しており、当社の空調機のサービス事業と併せることにより、サービス事業の拡大を図ることができます。また、大型冷凍機のサービス業務について当社と対象者では、一部重複する体制となっているため、今回、対象者を完全子会社化することにより、業務プロセスをシンプルにして省力化を図るとともに、この省力化で捻出された人員によりサービス需要を開拓することで、サービス事業の売上の拡大を図ります。また、サービス以外の大型冷凍機に関する各種業務についても、当社と対象者による一体運営を検討し、事業体質の強化を図ります。

④ 当社は、これまでに、各種の業務処理のプロセス改善やシステム化等に注力してきており、経理、営業、資材等の各種経営管理システム、設計者の育成及び設計の効率向上を目的とした設計支援システム、工場の生産性の向上を図る生産管理システム等の各種ノウハウ及びシステムツールを保有しています。これらを活用することで、対象者の経営基盤の強化、技術力の向上、設計、工作の効率化等に大きく寄与することができます。

（3）本公開買付け後の経営方針

前述のとおり、当社並びに当社の子会社及び関連会社から形成される三菱重工業グループとして更なる企業価値向上を達成するために、当社は、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本完全子会社化手続（詳細は、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）の実施を対象者に要請し、かかる本完全子会社化手続を経て、対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。当社は、本完全子会社化手続完了後における対象者の経営方針として、期待されるシナジー効果をできる限り早期に実現することを第一として、両社の経営資源を活用し、必要な施策とその推進体制について対象者と協議の上、速やかに実行していく考えです。また、本完全子会社化手続完了後の対象者の経営体制については、基本的には現状の体制を維持していくことを想定していますが、当社と対象者のシナジーを最大限に引き出す体制とするため、今後も検討を継続し、最終的には、本完全子会社化が完了した後（なお、現時点では、平成25年11月下旬を目途に本完全子会社化手続を完了させることを予定しています。）に確定することを予定しております。なお、対象者において公表された平成25年5月10日付「役員異動に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、取締役の選任については平成25年6月開催予定の第74期定時株主総会において決議されることを前提に、取締役の異動の予定を決議したとのことです。具体的には、対象者取締役である山本泰嗣氏、赤間正伸氏及び大谷邦夫氏の3名が退任する一方で、その他の対象者取締役である黒川英樹氏、久良知健氏、二見昌明氏及び有原正彦氏の4名は重任し、加えて、平野功氏、山下誠一氏及び田口巧氏の3名が新たに対象者取締役に就任する予定であるとのことです。

（4）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社は、対象者を持分法適用関連会社としており、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社及び対象者は、

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定に当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）から平成 25 年５月 30 日に提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

（ⅰ） 市場株価平均法：216 円～249 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年５月 29 日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の直近６か月平均（216 円（小数点以下四捨五入。本項の円の数値について同じです。））、直近３か月平均（235 円）、直近１か月平均（244 円）、直近１週間平均（249 円）及び基準日終値（249 円）を基に、対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 216 円から 249 円までと算定しております。

（ⅱ） 類似会社比較法：188 円～483 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 188 円から 483 円までと算定しております。

（ⅲ） DCF 法：414 円～563 円

DCF 法では、対象者から提供され、当社が検討した独自の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引による効果の一部を勘案しております。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年３月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を 414 円から 563 円までと算定しております。なお、DCF 法の前提とした事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、主に、平成 25 年３月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成 26 年３月期には計上されないことによる減益と、平成 26 年３月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成 27 年３月期には計上されないと見込まれることによる増益によるものです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の過去６か月間における市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているニチレイとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 25 年５月 30 日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 542 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 542 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年５月 29 日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 249 円に対して 117.67％（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去１か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 244 円に対して 122.13％のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去３か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 235 円に対して 130.64％のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去６か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 216 円に対して 150.93％のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の妥当性を検討するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから平成 25 年５月 30 日に提出された対象者株式価値算定書を参考にしたとのことです。

トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行ったとのことです。なお、対象者は、トーマツから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

（ⅰ） 市場株価平均法：216 円～249 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年５月 29 日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の直近６か月平均（216 円）、直近３か月平均（235 円）、直近１か月平均（244 円）、直近１週間平均（249 円）及び基準日終値（249 円）を基に、対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 216 円から 249 円までと算定したとのことです。

（ⅱ） 類似会社比較法：272 円～384 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 272 円から 384 円までと算定したとのことです。

（ⅲ） DCF 法：331 円～574 円

DCF 法では、対象者の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引によるシナジーを勘案しているとのことです。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年３月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を 331 円から 574 円までと算定したとのことです。なお、DCF 法の前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。これは、主に、平成 25 年３月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成 26 年３月期には計上されないことによる減益と、平成 26 年３月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成 27 年３月期には計上されないと見込まれることによる増益によるものとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるＴＭＩを選任し、ＴＭＩから本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年４月２日、対象者の取締役会にて本公開買付けを含む本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれが排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものとはいえないことを確認することを目的として、当社及び対象者の取締役会からの独立性の高い外部の有識者である坂井秀行氏（弁護士、ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所　坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））、西田章氏（弁護士、西田法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、税理士、長谷川公認会計士事務所）の３名によって構成される

第三者委員会を設置し、対象者が本公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、(c)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)ないし(c)を前提に本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成25年4月2日から平成25年5月23日まで合計6回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。具体的には、対象者並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツ及びリーガル・アドバイザーであるTMIから、当社による対象者への提案内容、本公開買付け及び下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続きの目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。加えて、トーマツが対象者に対して提出した対象者株式価値算定書を参考にするとともに、トーマツから対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的について、対象者から上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載と同様の説明を受けたところ、その説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められること、(イ)本取引における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために本「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、(ウ)(i)本公開買付価格は当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるトーマツから対象者株式価値算定書を取得し、その結果を踏まえて慎重な検討がなされたものと認められること、(ii)上記(イ)のとおり、対象者の本公開買付価格の検討過程においては、独立した法律事務所からの助言、利害関係を有しない取締役全員の承認など、公正性を担保し、利益相反を回避した上で交渉が公正に行われたと認められることなど、及び(エ)本公開買付け後において予定されている二段階買収において、対象者の各株主に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成25年5月30日に、対象者に対して、(a)本取引は対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められ、また、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない出席取締役及び出席監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、トーマツから平成25年5月30日に提出された対象者株式価値算定書、TMIから得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることは、当社の持っている海外展開力や技術力を活用することが可能となり対象者事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また当社との重複業務を整理することで対象者の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年5月30日開催の対象者取締役会において、有原正彦氏及び大谷邦夫氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、上記の対象者取締役会には、矢神俊郎氏及び妹尾雅之氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、

その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、有原正彦氏は当社の取締役を兼任しており、また大谷邦夫氏は当社と本応募契約を締結しているニチレイの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加していないとのことです。また、有原正彦氏及び大谷邦夫氏は、対象者の取締役の立場で、当社との協議、検討及び交渉には参加していないとのことです。これに対し、対象者の取締役のうち、黒川英樹氏は当社の元冷熱事業本部副事業部長であり、また二見昌明氏は当社の元横浜製作所副所長であった者ですが、いずれも当社を退職・転籍してから既に３年以上が経過しており、また対象者の経営者として当社から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役のうち、矢神俊郎氏は当社の監査役を兼務しており、また妹尾雅之氏は当社の従業員を兼務しているため、同様の観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

⑥ 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者普通株式について当社以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社と対象者は、対象者が当社の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としており、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者の発行済普通株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、平成 25 年 11 月下旬を目途に本完全子会社化手続を完了させるよう、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと及び③対象者が全部取得条項の付された対象者普通株式の全部（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の対象者の株式を交付すること、並びに上記①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会を開催し、上記①ないし③を上程すること及び上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会を開催し、上記②を上程することを対象者に対して要請する予定です。なお、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（ただし、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることになりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が１株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合

計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却することなどによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は対象者に対し、当社が対象者の発行済株式（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が１株に満たない端数となるよう要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨また（ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨がそれぞれ定められており、これらの方法により取得される当該普通株式１株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。また、上記③の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、上記(i)に記載される会社法第 117 条第２項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引き換えに対象者の別個の種類の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者の株式の所有状況及び当社以外の対象者の株主による対象者の株式の所有状況等により、実施に時間を要し、又は同等の効力を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期（なお、現時点では、平成 25 年 11 月下旬を目途に本完全子会社化手続を完了させることを予定しています。）等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募、上記各手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領又は上記各手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自で税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

（６）上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されております。しかしながら、当社は本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した場合、上記「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、適用法令に従い、本完全子会社化手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

（７）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第２位（平成 24 年９月 30 日時点）の株主であるニチレイ（本日現在の所有株式数 2,465,000 株、所有割合 11.05%）との間で、本応募契約を締結しております。ニチレイは、本応募契約

に基づき、その所有する対象者普通株式の全て（2,465,000 株、所有割合 11.05%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約には特筆すべき前提条件はありません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

①	名称	株式会社東洋製作所
②	所在地	神奈川県大和市下鶴間 1634 番地
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　黒川 英樹
④	事業内容	エンジニアリング事業（低温物流、食品加工、飲料冷却、環境試験、製造工場プロセスおよび特殊空調などの冷熱・環境エンジニアリングシステムの設計、製作、施工ならびに保守サービスを主たる業務とする事業） 空調事業(空調・冷凍機器の製造・販売ならびに関連会社空調製品および大型冷凍機の仕入・販売、それらの据付試運転および保守サービスを主たる業務とする事業)
⑤	資本金	2,334 百万円
⑥	設立年月日	昭和 27 年２月 16 日
⑦	大株主及び持株比率（平成 24 年９月 30 日現在）	三菱重工業株式会社　37.20% 株式会社ニチレイ　11.05% 新菱冷熱工業株式会社　3.22% 株式会社東洋製作所従業員持株会　2.91% プロスペクト　ジャパン　ファンド　リミテッド （常任代理人香港上海銀行東京支店）　2.87% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （従業員持株ＥＳＯＰ信託口・７５４４３口）　1.80% 明治安田生命保険相互会社 （常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社）　1.56% 岡崎　静男　1.05% 三菱商事株式会社　0.89% 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社）　0.56%
⑧	上場会社と対象者の関係	
	資本関係	当社は、対象者の発行済株式総数の 37.20%（対象者の平成 24 年 11 月 12 日提出の第 74 期第２四半期報告書に記載された平成 24 年９月 30 日現在の持株比率となります。）に相当する対象者株式を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。
	人的関係	当社は、対象者に対して、社外取締役１名、監査役２名を派遣しております。具体的には、当社取締役である有原正彦氏が対象者の社外取締役を、当社監査役である矢神俊郎氏は対象者の監査役を、当社従業員である妹尾雅之氏は対象者の監査役を兼務しております。
	取引関係	当社は、対象者との間で、製品の販売及び仕入を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

（２）日程等

① 日程

取締役会決議	平成25年5月30日（木曜日）
公開買付開始公告日	平成25年5月31日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成25年5月31日（金曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成25年5月31日（金曜日）から平成25年7月11日（木曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式1株につき、542円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の決定に当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成25年5月30日に提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

（i） 市場株価平均法：216円～249円

市場株価平均法では、基準日を平成25年5月29日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の直近6か月平均（216円（小数点以下四捨五入。本項の円の数値について同じです。））、直近3か月平均（235円）、直近1か月平均（244円）、直近1週間平均（249円）及び基準日終値（249円）を基に、対象者普通株式を分析し、1株当たり株式価値を216円から249円までと算定しております。

（ii） 類似会社比較法：188円～483円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式を分析し、1株当たり株式価値を188円から483円までと算定しております。

（iii） DCF法：414円～563円

DCF法では、対象者から提供され、当社が検討した独自の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引による効果の一部を勘案しております。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者普通株式の価値を分析し、1株当たり株式価値を414円から563円までと算定しております。なお、DCF法の前提とした事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、主に、平成25年3月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成26年3月期には計上されないことによる減益と、平成26年3月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成27年3月期には計上されないと見込まれることによる増益によるものです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の過去６か月間における市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているニチレイとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 25 年５月 30 日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 542 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格 542 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年５月 29 日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 249 円に対して 117.67%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去１か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 244 円に対して 122.13%のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去３か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 235 円に対して 130.64%のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去６か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 216 円に対して 150.93%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

当社と対象者は、冷熱事業という共通の事業基盤を有しているほか、当社の大型冷凍機のサービス特約店、空調機器の代理店という関係にあることに加え、特定の商品開発のパートナーとして、冷熱事業を基盤とした緩やかな協業関係を継続しており、新商品の開発、販売面で一定の成果が出ていると考えています。しかし、両社とも、国内市場の低迷と価格競争の激化等により、今後、事業環境が更に厳しくなるという認識をもっており、両社がこれまで以上に協業を深化させることで、両社の企業価値を向上させるような連携強化に向けた検討を実施してまいりました。

その結果、当社が対象者を完全子会社化して両社の連携を強化することによって、両社間においてより緊密な事業面での連携と機能再編が可能になるとの考えに至り、平成 25 年２月に当社から対象者へ完全子会社化の提案をいたしました。これにより、当社と対象者による冷熱事業全般の技術、営業、生産等の各バリューチェーンでの協業を展開し、各種シナジーを創出することに両社が最大限の努力をすることで、連結業績向上に寄与できるものと思われます。他方、対象者においても、大型冷凍機のサービス事業、エンジニアリング事業等のシナジー効果の享受が可能となるものと思われます。更には両社が有限な経営資源を最大限に活用し、効率的な事業展開を進め、シナジーを最大限に発揮することができると判断し、平成 25 年５月上旬以降、複数回に亘り、当社は対象者とともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件について協議を重ねてきた結果、当社は平成 25 年５月 30 日開催の取締役会において、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決議いたしました。

当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定に当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 25 年５月 30 日に提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：216 円から 249 円

類似会社比較法：188 円から 483 円

DCF 法：414 円から 563 円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の過去６か月間における市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているニチレイとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 25 年５月 30 日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 542 円とすることを決定いたしました。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

(a) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の決定に当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から平成 25 年５月 30 日に提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

（ⅰ） 市場株価平均法：216 円～249 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年５月 29 日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の直近６か月平均（216 円（小数点以下四捨五入。本項の円の数値について同じです。））、直近３か月平均（235 円）、直近１か月平均（244 円）、直近１週間平均（249 円）及び基準日終値（249 円）を基に、対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 216 円から 249 円までと算定しております。

（ⅱ） 類似会社比較法：188 円～483 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 188 円から 483 円までと算定しております。

（ⅲ） DCF 法：414 円～563 円

DCF 法では、対象者から提供され、当社が検討した独自の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引による効果の一部を勘案しております。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年３月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を 414 円から 563 円までと算定しております。なお、DCF 法の前提とした事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、主に、平成 25 年３月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成 26 年３月期には計上されないことによる減益と、平成 26 年３月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成 27 年３月期には計上されないと見込まれることによる増益によるものです。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者普通株式の過去６か月間における市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結しているニチレイとの協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成 25 年５月 30 日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 542 円とすることを決

定いたしました。

なお、本公開買付価格 542 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 25 年５月 29 日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 249 円に対して 117.67％（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去１か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 244 円に対して 122.13％のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去３か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 235 円に対して 130.64％のプレミアムを、平成 25 年５月 29 日までの過去６か月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値 216 円に対して 150.93％のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の妥当性を検討するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから平成 25 年５月 30 日に提出された対象者株式価値算定書を参考にしたとのことです。

トーマツは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者普通株式の価値算定を行ったとのことです。なお、対象者は、トーマツから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

（ⅰ） 市場株価平均法：216 円～249 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年５月 29 日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の直近６か月平均（216 円）、直近３か月平均（235 円）、直近１か月平均（244 円）、直近１週間平均（249 円）及び基準日終値（249 円）を基に、対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 216 円から 249 円までと算定したとのことです。

（ⅱ） 類似会社比較法：272 円～384 円

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式を分析し、１株当たり株式価値を 272 円から 384 円までと算定したとのことです。

（ⅲ） DCF 法：331 円～574 円

DCF 法では、対象者の事業計画（なお、当該事業計画において、本取引によるシナジーを勘案しているとのことです。）、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 26 年３月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者普通株式の価値を分析し、１株当たり株式価値を 331 円から 574 円までと算定したとのことです。なお、DCF 法の前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があるとのことです。これは、主に、平成 25 年３月期において固定資産の譲渡により計上した特別利益が平成 26 年３月期には計上されないことによる減益と、平成 26 年３月期に計上を見込んだ事業所の移転に伴う費用等が平成 27 年３月期には計上されないと見込まれることによる増益によるものとのことです。

(c) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるＴＭＩを選任し、ＴＭＩから本公開買付けを含む本取引に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定に当たっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。

(d) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年４月２日、対象者の取締役会にて本公開買付けを含む本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会が公正に実施され、その意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれが排除され、よって、本公開買付けを含む本取引が、少数株主等にとって不利益なものとはいえないことを確認することを目的として、当社及び対象者の取締役会からの独立性の高い外部の有識者である坂井秀行氏（弁護士、ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所　坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））、西田章氏（弁護士、西田法律事務所）及び長谷川臣介氏（公認会計士、税理士、長谷川公認会計士事務所）の３名によって構成される第三者委員会を設置し、対象者が本公開買付けを含む本取引について検討するに当たって、第三者委員会に対し、(ａ)本取引の目的の正当性、(ｂ)本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、(ｃ)本取引により対象者の少数株主等に交付される対価の妥当性及び(ｄ)上記(ａ)ないし(ｃ)を前提に本取引が対象者の少数株主等にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。第三者委員会は、平成 25 年４月２日から平成 25 年５月 23 日まで合計６回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。具体的には、対象者並びに対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツ及びリーガル・アドバイザーであるＴＭＩから、当社による対象者への提案内容、本公開買付け及び上記「１．買付け等の目的等」の「(５) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続きの目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。加えて、トーマツが対象者に対して提出した対象者株式価値算定書を参考にするとともに、トーマツから対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)本公開買付けを含む本取引の意義及び目的について、対象者から上記「１．買付け等の目的等」の「(２) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載と同様の説明を受けたところ、その説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められること、(イ)本取引における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために上記「１.買付け等の目的等」の「(４) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が実施されていること、(ウ)(i)本公開買付価格は当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるトーマツから対象者株式価値算定書を取得し、その結果を踏まえて慎重な検討がなされたものと認められること、(ii)上記(イ)のとおり、対象者の本公開買付価格の検討過程においては、独立した法律事務所からの助言、利害関係を有しない取締役全員の承認など、公正性を担保し、利益相反を回避した上で交渉が公正に行われたと認められることなど、及び(エ)本公開買付け後において予定されている二段階買収において、対象者の各株主に対して交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成 25 年５月 30 日に、対象者に対して、(ａ)本取引は対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(ｂ)本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められ、また、(ｃ)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主等に交付される対価は妥当であり、(ｄ)上記(ａ)ないし(ｃ)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主等にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする答申書を提出したとのことです。

(e) 対象者における利害関係を有しない出席取締役及び出席監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、トーマツから平成 25 年５月 30 日に提出された対象者株式価値算定書、ＴＭＩから得た法的助言、第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に

協議、検討を行った結果、当社の完全子会社となることは、当社の持っている海外展開力や技術力を活用することが可能となり対象者事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また当社との重複業務を整理することで対象者の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年５月30日開催の対象者取締役会において、有原正彦氏及び大谷邦夫氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、上記の対象者取締役会には、矢神俊郎氏及び妹尾雅之氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、有原正彦氏は当社の取締役を兼任しており、また大谷邦夫氏は当社と本応募契約を締結しているニチレイの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加していないとのことです。また、有原正彦氏及び大谷邦夫氏は、対象者の取締役の立場で、当社との協議、検討及び交渉には参加していないとのことです。これに対し、対象者の取締役のうち、黒川英樹氏は当社の元冷熱事業本部副事業部長であり、また二見昌明氏は当社の元横浜製作所副所長であった者ですが、いずれも当社を退職・転籍してから既に３年以上が経過しており、また対象者の経営者として当社から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役のうち、矢神俊郎氏は当社の監査役を兼務しており、また妹尾雅之氏は当社の従業員を兼務しているため、同様の観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

(f) 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、対象者普通株式について当社以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社と対象者は、対象者が当社の対抗者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,120,777株	6,929,000株	-株

（注１）応募株式等の総数が買付予定数の下限（6,929,000株、所有割合31.07%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

（注２） 買付予定数の下限は、(a)対象者が平成25年２月13日に提出した第74期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204株）から、(i)

同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）、(ii)本日現在における公開買付者が所有する対象者普通株式数（8,295,000 株）、(iii)当社関連会社らが所有する対象者普通株式数（721,000 株）、並びに(iv)当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（15,000 株）を控除した株式数（12,384,777 株）の過半数に相当する株式数（6,192,389 株）に、(b)当社関連会社ら及び当社関連会社役員が所有する対象者普通株式数（736,000 株）を加えた株式数から１単元（1,000 株）未満に係る数を切り上げた株式数です。

（注３） 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（22,296,204 株）から、同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）及び当社が、本日現在所有する、対象者普通株式（8,295,000 株）を控除した株式数（13,120,777 株）となります。

（注４） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注５） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,295 個	（買付け等前における株券等所有割合 38.73%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	975 個	（買付け等前における株券等所有割合 4.55%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	13,120 個	（買付け等後における株券等所有割合 100.00%）
対象者の総株主等の議決権の数	21,385 個	

（注１） 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数（13,120,777 株）に係る議決権の数を記載しております。

（注２） 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、特別関係者のうち金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付け予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としていることから、当該株券等に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

（注３） 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 25 年２月 13 日提出の第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年９月 30 日現在の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成 25 年２月 13 日に提出した第 74 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（22,296,204 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（880,427 株）

を控除した株式数（21,415,777 株）に係る議決権の数（21,415 個）として計算しております。

（注４） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７）買付代金　　7,111 百万円

（注） 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（13,120,777 株）に、本公開買付価格（542 円）を乗じた金額を記載しております。

（８）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

② 決済の開始日

平成 25 年７月 19 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト（https://nc.nomura.co.jp/）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,929,000 株、所有割合 31.07%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,929,000 株、所有割合 31.07%）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 本公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イないしリ及びヲないしソ、第３号イないしチ及びヌ、並びに同条第２項第３号ないし第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、

その後直ちに公告を行います。

③　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第１項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット＆コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット＆コールのウェブサイト（https://nc.nomura.co.jp/）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット＆コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット＆コール カスタマーサポートに請求した上で、野村ネット＆コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人から受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット＆コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の８第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦　本公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年５月 31 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

３．本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については上記「１．買付け等の目的等」の「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」、「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「（６）上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照ください。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社の完全子会社となることは、当社の持っている海外展開力や技術力を活用することが可能となり対象者事業の海外展開力の更なる強化、他社との差別化を進めるための技術力の強化、また当社との重複業務を整理することで対象者の強みである全国に拠点を持つサービス事業の更なる規模の拡大が図れることから、当社の提案は、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断し、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件について協議を重ねてきたとのことです。そして、対象者として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるトーマツから平成 25 年５月 30 日に提出された対象者株式価値算定書、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるＴＭＩから得た法的助言、上記「１．買付け等の目的等」における「（４）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載の第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を慎重に検討し、併せて、対象者の市場株価に対して、本取引と同種の事案におけるプレミアム水準に照らし十分なプレミアムが付されていることなどを総合考慮した結果、当社から提案を受けた本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 25 年５月 30 日開催の対象者取締役会において、有原正彦氏及び大谷邦夫氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、上記の対象者取締役会には、矢神俊郎氏及び妹尾雅之氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、有原正彦氏は当社の取締役を兼任しており、また大谷邦夫氏は当社と本応募契約を締結しているニチレイの取締役を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加していないとのことです。また、有原正彦氏及び大谷邦夫氏は、対象者の取締役の立場で、当社との協議、検討及び交渉には参加していないとのことです。これに対し、対象者の取締役のうち、黒川英樹氏は当社の元冷熱事業本部副事業部長であり、また二見昌明氏は当社の元横浜製作所副所長であった者ですが、いずれも当社を退職・転籍してから既に３年以上が経過しており、また対象者の経営者として当社から指示等を受けるような立場にもないことから、現時点において、対象者と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役のうち、矢神俊郎氏は当社の監査役を兼務しており、また妹尾雅之氏は当社の従業員を兼務しているため、同様の観点から、両者は上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないと

のことです。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

（ⅰ） 対象者は、平成 25 年５月 10 日に「平成 25 年３月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、平成 25 年３月期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況

決算年月	平成 25 年３月期（第 74 期）(連結)
売上高	20,111 百万円
売上原価	16,593 百万円
販売費及び一般管理費	3,067 百万円
営業外収益	44 百万円
営業外費用	36 百万円
当期純利益	5,139 百万円

② １株当たりの状況

決算年月	平成 25 年３月期（第 74 期）(連結)
１株当たり当期純利益	244.67 円
１株当たり配当額	5.00 円
１株当たり純資産	542.47 円

（ⅱ） 対象者は、平成 25 年５月 10 日に「役員異動に関するお知らせ」を公表しております。対象者は、同日開催の取締役会において、平成 25 年６月開催予定の第 74 期定時株主総会において取締役選任議案が決議されることを前提に、以下のとおり取締役の異動の予定を決議したとのことです。なお、対象者取締役である黒川英樹氏、久良知健氏、二見昌明氏及び有原正彦氏の４名は重任する予定であるとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①新任取締役予定者（平成 25 年６月 27 日付）

氏名	新	現（平成 25 年４月１日現在）
平野　功	取締役　執行役員 エンジニアリング事業本部長	執行役員 エンジニアリング事業本部長
山下　誠一	取締役　執行役員 空調事業本部　サービス事業部長	執行役員 空調事業本部　サービス事業部長
田口　巧	取締役（非常勤）	株式会社ニチレイ 執行役員　経理部長

②退任取締役予定者（平成25年6月27日付）

氏名	新	現（平成25年4月1日現在）
山本　泰嗣	顧問	取締役　常務執行役員 サービス管掌
赤間　正伸	顧問	取締役　執行役員 技術管掌
大谷　邦夫	－	取締役（非常勤）

以　上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2013 年５月 30 日午後　東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社東洋製作所の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27Ａ条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国法について】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者が米国外で設立された会社であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。このプレスリリースに含まれる全ての財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表と同等の内容とは限りません。